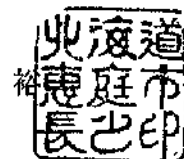


恵庭市職員の育児休業等に関する条例及び恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月19日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第5号

恵庭市職員の育児休業等に関する条例及び恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(恵庭市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 恵庭市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条（略） （育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）～（4）（略） （5） 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員 ア（略） イ 次のいずれかに該当する非常勤職員	第1条（略） （育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）～（4）（略） （5） 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員 ア（略） イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

第2条 恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年条例第20号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条・第2条（略） （週休日及び勤務時間の割振り） 第3条（略） 2・3（略） 4 任命権者は、次に掲げる職員(育児短時間勤務職員等を除く。))について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。 (1) 予(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第8条の2第1項及び第2項並びに第8条の3第1項から第3項までにおいて同じ。)の養育又は配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子、配偶者	第1条・第2条（略） （週休日及び勤務時間の割振り） 第3条（略） 2・3（略） 4 任命権者は、次に掲げる職員(育児短時間勤務職員等を除く。))について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。 (1) 予(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第8条の2第1項及び第2項並びに第8条の3第1項から第3項までにおいて同じ。)の養育又は配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子、配偶者

現行	改正案
の父母その他規則で定める者をいう。以下第15条第1項_____において同じ。)の介護をする職員であつて、規則で定めるもの (2) (略)	の父母その他規則で定める者をいう。以下第15条第1項及び第17条の2第1項において同じ。)の介護をする職員であつて、規則で定めるもの (2) (略)
第4条～第8条の2 (略)	第4条～第8条の2 (略)
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)
第8条の3 (略)	第8条の3 (略)
2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>_____のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。	2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>_____のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。
3 (略)	3 (略)
4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u>	4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあり、<u>並びに第2項</u>_____及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

現行	改正案
第9条～第11条 (略) (年次有給休暇) 第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 (1)・(2) (略) (3) 当該年の前年において<u>地方公営企業労働関係法</u> (昭和27年法律第289号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、恵庭市以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者(以下この号において「<u>地方公営企業労働関係法適用職員等</u>」という。)であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他規則で定める職員 <u>地方公営企業労働関係法適用職員等</u> としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数 2・3 (略) 第12条の2～第17条 (略)	第9条～第11条 (略) (年次有給休暇) 第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 (1)・(2) (略) (3) 当該年の前年において<u>地方公営企業等の労働関係に関する法律</u>(昭和27年法律第289号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、恵庭市以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者(以下この号において「<u>地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等</u>」という。)であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他規則で定める職員 <u>地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等</u>としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数 2・3 (略) 第12条の2～第17条 (略) (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

現行	改正案
	<u>第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> 2 <u>任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> (勤務環境の整備に関する措置) <u>第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> (2) <u>介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> (3) <u>その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u> 第18条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後

の恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

3 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第19号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第11条（略） 附 則 第1条～第20条（略） （暫定再任用職員に関する経過措置） 第21条 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下この条において「新勤務時間等に関する条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間等に関する条例の規定を適用する。	第1条～第11条（略） 附 則 第1条～第20条（略） （暫定再任用職員に関する経過措置） 第21条 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下この条において「新勤務時間等に関する条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間等に関する条例の規定を適用する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

